

平成 30 年度建設業技能労働者確保支援事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第 1 条 知事は、建設業技能労働者（以下「技能労働者」という。）の確保を図ることを目的とし、建設業関係団体等が実施する技能労働者の確保に向けた取組みに対し、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和 35 年 8 月県規則第 59 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において当該建設業関係団体等に対し補助金を交付する。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「建設業関係団体等」とは、次のすべてに該当する者をいう。

(1) 日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改訂・平成 26 年 4 月 1 日施行）の建設業に該当する工事業を営む山形県内の企業から構成され、山形県全域を対象とする組合、協会、連合会をいう。

(2) 山形県内に事務局を有する組合、協会、連合会をいう。

2 この要綱において「補助事業者」とは、補助事業を行う者をいう。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付対象となる事業は、次のいずれかに掲げる事業とし、建設業関係団体等が複数の事業を申請することを妨げない。

(1) 動画、ポスター制作

専門職種の職人技の凄さ、巧さを PR し、建設業への魅力や関心を高め、技能労働者の確保につなげる事業。

(2) 出前講座、出張就職説明会

高校生の建設業への入職を促進するため、講座に出向いたり、職人の技術を披露することで、興味・関心を持たせ、将来の担い手の確保につなげる事業。

(3) インターンシップ受入

建設業の多くの職種でインターンシップを受入れ、建設業に触れ合える機会を広げることで技能労働者の確保につなげる事業。

(4) 合同企業説明会

合同企業説明会への出展や合同企業説明会を開催し、技能労働者の確保につなげる事業。

(5) 担い手確保に向けた学習会等の開催

経営者向けの研修会等への参加や、技能労働者確保に向けた取組み、手法等を学ぶ研修会を開催し、その手法を活用し技能労働者の確保につなげる事業。

(6) 「働き方改革」に取り組むための社内規定等の整備

労働者の正社員化、月給制導入、週休 2 日導入など労働環境改善に向けた社内規定を改正し、社員の受入体制を整え技能労働者の確保につなげる事業。

(7) 多様な人材確保に向けた説明会等の開催

建設業の人材活用の裾野を広げるための説明会等を開催し、技能労働者の確保につなげる事業。

(8) 上記のほか建設業技能労働者の確保に資する事業

(補助対象経費及び補助率)

第 4 条 補助対象経費は、前条に規定する補助対象事業に要する経費で、別表に掲げるものであって知事が必要かつ適当と認めるものとし、補助率及び補助限度額は次のとおりとする。ただし、補助対象経費は、国、地方公共団体等の補助金、委託費等を除いた額とする。

補助対象事業	補助率	補助限度額
動画・ポスター制作	2分の1以内	200千円
出前講座、出張就職説明会		
インターンシップ受入		
合同企業説明会		
担い手確保に向けた学習会等の開催		
「働き方改革」に取り組むための社内規定等の整備		
多様な人材確保に向けた説明会等の開催		
上記のほか建設業技能労働者の確保に資する事業		

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表の補助対象経費に第4条に規定する補助率を乗じて得た額（その額に千円未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てた額）又は20万円のいずれか低い額とする。

(補助金の交付の条件)

第6条 次に掲げる事項は、補助金の交付を決定する場合に付する条件となるものとする。

(1) 補助事業者は、次の各号の一に掲げる場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。

イ 補助事業に要する経費の配分の変更（第11条に定める軽微な変更を除く）。

ロ 補助事業の内容の変更（第11条に定める軽微な変更を除く）。

ハ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合。

(2) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、規則第7条第1項第2号の規定により、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

(3) 補助事業者は、規則第21条の規定により、補助対象事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管すること。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を各1部添付しなければならない。

(1) 事業計画書 別紙1

(2) 収支予算書 別紙2

(3) 事業経費算出内訳書 別紙3

(4) 暴力団排除に関する誓約書 別紙4

(補助金の交付の決定)

第8条 知事は、補助金の交付の申請があった場合は、内容を審査のうえ、適当と認めるときは申請者に対し、すみやかに補助金交付を決定し、補助金交付決定通知書により通知するものとする。

2 知事は、交付決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

(補助金の交付の除外要件)

第9条 知事は、補助金の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付を決定しないことができる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）。
- (2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるもの。
- (3) 法人でその役員のうち前2号のいずれかに該当する者のあるもの。

(変更の承認申請)

第10条 第6条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、様式第2号による変更承認申請書を提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第11条 第6条第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 交付決定額に変更が生じる場合
- (2) 別表に定める各区分の経費について、3割を超える増減をする場合
- (3) 事業完了予定日が30日を超えて遅延する場合
- (4) 事業の内容を著しく変更する場合

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第12条 第6条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、様式第3号による事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第13条 補助事業者は、事業が完了した日（第12条の規定により事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して30日以内又は補助金の交付決定を受けた翌年度の4月15日のいずれか早い期日までに補助金実績報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実績報告書 別紙5
- (2) 収支決算書 別紙6
- (3) 事業経費支出内訳書 別紙7
- (4) 収入、支出の状況が確認できる資料

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、前条の規定により報告書類の提出があった場合において、当該書類の審査を行い、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書により通知するものとする。

(補助金の支払い)

第15条 補助金は、第14条の規定により補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の交付決定の後に概算払をすることがある。

- 2 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第5号）に概算払を必要とする理由書及び資金計画書を添付して、知事に提出しなければならない。
- 3 概算払請求は1回限りとし、請求額は第7条第1号の交付決定額の7割以内とする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し、必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年4月6日から実施する。

別表

費目（※1）	内容（※2）
賃金	出前講座、出張就職説明会、インターンシップ受入に対する日当
報償費	講師、相談員派遣に対する謝礼金等
費用弁償	講師、相談員派遣に対する交通費
旅費	研修会、講演会等の出席者交通費
食糧費	講師昼食代等
需用費（※3）	消耗品費、各種事務用品（パソコン本体、ソフト等の備品は対象外）、印刷製本費等、テキスト購入代 等
役務費（※4）	インターンシップ受入に伴う損害保険料、通信運搬費等（振込手数料は対象外）
委託費	会場設営、PR動画、ポスター作成等に係るもの
使用料及び賃借料（※5）	機材借上料、会場借上料等
その他	知事が特に必要と認める経費

※1 経費のうち補助事業への国、地方公共団体等の補助金、委託費等を除いた額を補助対象経費とする。

※2 実績報告において、支出を証明する書類として、領収書（写）を添付すること。なお、領収書のあて名は補助事業者名とすること。

※3～5 光熱水費、消耗品費、通信運搬費、機材借上料等、既存事業部門との区分が不可能な経費は対象外とする。（当該補助事業と既存事業部門と明確な区分ができる場合を除く）